

平成 30 年 10 月 1 日公表

奈良市病児保育園設置運営事業者募集要項（再公募）

1 募集の趣旨

奈良市（以下「本市」という。）では、共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、安心して子育てと仕事の両立ができる保育環境の充実を図るため、子どもが一時的な病気の際にも保護者が安心して仕事ができるような環境の整備を進めています。

現在、本市には東紀寺町及び菅原町の 2 箇所に病児保育園がありますが、病児保育園が設置されていない本市の北西部地域において、病児保育園を設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を、応募期間を設けず常時募集します。

2 設置対象地域及び設置箇所数等

募集する病児保育園の設置対象地域は、下記のとおりです。

地域	対象範囲	設置箇所数
北西部	以下の範囲かつ本市内とします。 ・近鉄高の原駅周辺（駅から概ね 2.5 km 以内） ・近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺（駅から概ね 2.5 km 以内） ・近鉄富雄駅周辺（駅から概ね 2.5 km 以内）	1 箇所

※ ただし、特別な理由がない限り都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域は対象外とします。

3 事業内容

（1）実施施設

児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に基づく病児保育事業のうち、病児保育事業の実施について（平成 27 年雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）における別紙「病児保育事業実施要綱」の事業類型で「病児対応型」を実施する施設。

（2）実施形態

医療法に定める病院又は診療所（以下、「本体施設」という。）と実施施設との位置関係については、次の①又は②のいずれかとします。

- ① 医療機関併設型（本体施設に付設された施設又は専用スペースでの実施）
- ② 単独型（本事業のための専用施設での実施）。この場合、利用児童の健康管理のために、本体施設と常時連携がとれること、緊急時には実施施設の近隣の医療機関又は医師（複数可）と連携がとれることが条件です。

※ 医療機関併設型及び単独型のうち本体施設までの移動時間が 5 分未満の場合は、審査の際に

- (1) 底籌賛格
底籌賛格時、次の如きに付す。
- ① 本体施設を設置・運営又は設置・運営を予定していふ者人又は個人事業主に就ては。
- 4 底籌賛格
- 底籌料金を徴取するに當てたる事す。
- ③ 保養者の利用者負担額は1回当たり2,000円以上の方、底籌保證書の費用は2万
円の際は加算されす。(加点の詳細は別紙1号参照(本文1))。
- ※ 上記①、②を基本として東京府、土曜保育所の実施又は開所時間の延長を行ふ場合に
ては2万円以上です。
- 底籌料金の実施も可能で、利用料金は原則底筹料金を2万円以下に徴取するに當て
る際及び開所の前後1時間(午前7時半~午前8時半及午後5時~午後6時)は、底
筹見保育の利用時間は原則として午前7時半~午後6時までです。
- (7) 12月29日から翌年の1月3日までの日
(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (7) 土曜日・日曜日
① 施設保育の実施日は、原則として次に掲げる日以外の日とする事す。
- (6) 開所時間等
開所時間等の規則(本文1)。
- ※ 施設名7名以上に該定する場合は、審査の際は加算されす。(加点の詳細は別紙1号
参照(本文1))。
- (5) 定員
定員6名以上
- ④ 元の実施施設の是れが必要と認めた疾患
③ 聴取等の外傷性疾患
② 水痘、流行性耳下腺炎、乙型肝炎の感染症疾患
① 痒虫等糞幼虫卵が日常確認する疾患
- (4) 妊娠疾患
妊娠2か月以上の妊婦の疾患は、次の如きに付す。
- ※ 妊娠見童を満6か月以上とする場合は、審査の際は加算されす。(加点の詳細は別紙1号
参照(本文1))。
- (3) 妊娠見童
市内に居住する満1歳未満の小学校6年生までの見童のうち、病気又は病氣の回復期であつて、
当面施設の看護が認められぬ場合に該する者、保護者が就労、疾病、災害、事故、出産看護、
妊娠等の社会的理由で家庭で療養する者に限る。
- ※ 妊娠見童を満6か月以上とする場合は、審査の際は加算されす。(加点の詳細は別紙1号
参照(本文1))。

なお、応募日現在で本体施設を設置・経営していない応募者については、国庫補助金事前協議時点までに医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者であること。

- ② 本体施設に診療科目として小児科があることが望ましい。
- ③ 本体施設及び実施施設を安定的かつ継続的に経営できる能力があること。
- ④ 本体施設が医療法その他関係法令を遵守しており、直前3年以内に医療法に基づく開設許可取消又は閉鎖命令を受けていないこと。また、医療法に基づく立入調査の対象である場合は、直前3年以内の立入調査において重大な法令違反により同一内容の文書による指摘を連続して受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。このことについて、応募する事業者の役員について管轄する警察署へ照会を行う場合があります。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- ⑦ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ⑧ その他法令等に違反する事業者でないこと。

なお、応募後、上記事項を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(2) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前記(1)を満たす有資格者であっても、本事業に応募することはできません。また、応募者は以下①に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

- ① 本市が設置する「奈良市民間保育所等選考審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)の委員・臨時委員及びその家族
- ② 審査委員会委員・臨時委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている団体に所属する者
- ③ 審査委員会委員・臨時委員から指導を受けている立場にある者

(3) 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る応募者は失格とします。

- ① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 応募者が審査委員会による選定の前後に、審査委員会委員・臨時委員と直接、間接を問わず本計画に関する接触を求めた場合
- ④ その他本市が不正・不適切と認める行為があった場合

5 用地等

実施施設の物件は、用地に建物を新築する形態、若しくは既設ビルのテナント等の既存建物を

2。记忆是由刺激的组合，刺激的组合是经验的基本单位。

- 總數應歸於當處之工具、次の事項を算入する。
① 優育室の面積は、原則として工具用定員 1人当たり $1.98m^2$ 以上とする。
② 飼養室又は交育室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持たず、2部屋以上設け
ける。
③ 飼養室又は交育室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持たず、2部屋以上設
け、原則として工具用定員 1人当たり $1.65m^2$ 以上とする。

6 整備及O運算(2)の条件

其後，舊資料及參考之助藏處多數更予算書館上手矣。

※1 建築基準法施行令第123条第1項で規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段

※2 建築基準法施行令第123条第2項で規定する屋外階段

④ 自園調理を実施しない場合においても、調理室及び調乳室若しくは調乳場として区画された場所を有すること。また、専用の調理室が設けられない場合においては、本体施設の調理室を兼用しても差し支えない事とします。

⑤ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

⑥ 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。

⑦ 事業に必要な設備及び備品（遊具、保育用品、医療品）を備え、児童の養育に適した場所になっていること。

⑧ 児童の送迎や緊急時に利用する車両等の駐停車場所が確保されていること。

⑨ その他、施設の整備に当たっては、以下（ア）～（エ）に記す法令等を遵守し、関係機関の指示に従いながら、可能な限り早い時期に開園できるよう、遅滞なく円滑に進めること。

（ア）奈良市病児・病後児保育事業実施要領

（イ）病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（別紙）病児保育実施要綱

（ウ）認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）（別添）認可外保育施設指導監督基準のうち、第2の3（1）及び（2）、第3、第4、第5、第6、第7の（2）及び（3）を除く部分、第8、第9

（エ）都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等の施設整備に係る関係法令

（2）運営に当たっては、次の事項を遵守してください。

① 基本文書

（ア）利用児童については、実施施設内の事故等に関する保険（損害賠償責任保険、傷害保険等）に加入すること。

（イ）保護者との意思疎通を図り、質問・要望等については誠実に対応すること。

② 医療機関との連携等

（ア）開所時間内において、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、必要に応じ対象児童の診察や、病態の変化に的確な対応ができるように、協力関係を構築すること。

（イ）協力医療機関（併設する医療機関含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

③ 職員配置

- 府見保育事業を実施する人員体制原則として以下のとおりとする。
 (1) 利用児童数が 3 人未満の保育士 1 人以上
 (2) 利用児童数が 10 人未満の看護師、准看護師、保健師又は助産師 1 人以上
 (3) 他の、運営に当たる工事、上記(1)～(7)の記述の場合は、「保育所の職員の配置と配慮に関する基準」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)による。
 (4) 特定の管理等での健康管理を適切に把握する者及び、複数の兒童を受付入院を組合せた場合。
 (5) 事業者が必要な職種・運営する担当の工事、次の助成制度を利用して工具を購入する。
 (6) 所保育指針」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)による。
 (7) 本法、本市の指導化などを目的とした工事、運営に当たる工事、
 (8) 国庫補助金(子育て支援整備交付金)を活用し、施設の整備化に必要な工事費等(工事
 (9) 國庫補助金を活用する場合、事業運営者選定後は申請時期を判断する。
 (10) 国庫補助金交付制度内規に該当する。
 (11) 申請費用補助
 (12) 建設費補助
 (13) 貸付回収金(市販金)交付制度(昭和 61 年奈良市告示第 52 号)による。
 行い、指示化能とする。
 ※補助金を活用して施設整備を行う大部分は工事区分等を行った場合、事前に本市に相談を
 決定内規は、申請後約 2 カ月を要する。変更が生じる場合は別途申請する。
 ※用地購入費及び整地代用料を除く外の施設の内部改修工事は対象となる。
 ※構造改良費(子育て支援整備交付金)を活用し、施設の整備化に必要な工事費等(工事
 (1) 施設整備費補助
 (2) 國庫補助金(子育て支援整備交付金)を活用し、施設の整備化に必要な工事費等(工事
 (3) 國庫補助金を活用する場合、事業運営者選定後は申請時期を判断する。
 (4) 用地購入費及び整地代用料を除く外の施設の内部改修工事は対象となる。
 (5) 國庫補助金(子育て支援整備交付金)を活用し、施設の整備化に必要な工事費等(工事
 (6) 用地購入費及び整地代用料を除く外の施設の内部改修工事は対象となる。
 (7) 本法、本市の指導化などを目的とした工事、運営に当たる工事、
 (8) 国庫補助金交付制度内規に該当する。
 (9) 申請費用補助
 (10) 建設費補助
 (11) 貸付回収金(市販金)交付制度(昭和 61 年奈良市告示第 52 号)による。
 行い、指示化能とする。

8. 資源方針等

(1) 貸付・回収

① 貸付の貸付

「府見保育園設置運営事業者募集公募の資助」(別紙 2)による。
 道府・幼稚園認定交付金又は助成金(別紙 1)の交付額をもとに、事業者選定結果
 (2) 賃貸費用
 (3) 回答方法

- (2) 公募申込書(様式 1)及び応募書類(「提出書類一覧(別紙 3)」のうち)の提出
 (3) 回答方法 提出された文書資料、道府・幼稚園認定交付金又は助成金の回答用紙。

- ① 提出場所 奈良市子ども未来部保育所・幼稚園課（平日午前9時から午後5時まで）
 - ② 提出期間 隨時（ただし、事業者から応募のあった日の1週間後から、事業者選定結果の公表日までの期間は受付を中断します。）
 - ③ 提出方法 持参に限ります。郵送等による提出は受け付けできません。
- ※ 事前に電話で日時を連絡の上ご持参ください。
- ※ 提出の際に提出書類についてお聞きする場合がありますので、担当者の方がご持参ください。
- ※ 提出書類一式に不備・不足のある場合は、受け付けできません。
- ※ 提出の中断期間が発生した場合及び募集を終了した場合は、本市ホームページでお知らせいたします。

9 事業者選定

審査委員会において審査を実施します。審査は、書類審査及びヒアリング審査により行い、その結果を総合的に判断し、事業候補者を選定します。ただし、第1位の事業候補者が、前記「4 応募資格」の要件を満たさなくなった場合、又は審査に関して不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、第2位の事業者を候補者として選定します。また、選定の結果、該当なしとする場合もあります。この場合は、再度事業者を募集します。

なお、ヒアリング審査については非公開とします。ヒアリング審査には、応募者代表者（本事業の責任者）が必ず出席してください。

選定方法及び日程は次のとおりです。なお、状況により審査を追加する場合があります。

(1) 選定方法

- ① 審査委員会は、提出書類一覧の書類審査及びヒアリング審査を審査基準表（別紙1）に基づき審査項目ごとに採点し、基礎点及び加点の合計点の高い事業者を選定します。
- ② 審査委員の合計基礎点の平均点が144点未満（合計基礎点240点満点の60%未満）の場合は選考対象外とします。

(2) 選定日程

日 程	事項及び書類等の提出
平成30年10月1日（月）	募集要項公表
平成30年10月1日（月）から	病児保育園設置運営事業者募集に係る質問書（別紙2）の提出
平成30年10月1日（月）から	提出書類一覧（別紙3）の提出
事業者から応募書類提出後	書類審査及びヒアリング審査
審査委員会の審査終了後	結果通知 ※選定に関する異議等は受け付けいたしません。

- ③ 本办法必要之规定、本办法之实施者之名称及之提出事项等之内容（個人情報之除
外）指示し充當合意條款等。
- ② 本办法要項及之別添資料、底事の檢討以外の目的の使用するに充當合意。
- ① 提出期間終了後の提出事項の変更及の追加其、原則として本办法を適用せし。

(1) 底事の注意事項

1.1 その他

- 方判断し充當合意。
- ⑤ 特別な理由なく底見保育園の設置運営を阻害する行為による因難行為を本市
外に地域への説明及び対応が難美化行為に充當合意。
- ④ 底見地域の説明及び対応が難美化行為に充當合意。
- ③ 建築基準法等により必要となる施設を周辺各課にて行なはれども充當合意。
- ② 設定期間、本市の取扱を得て底事の内容を変更し充當合意。
- ① 「4. 底事算格」に記載された各項目を備えなくては提出日時点での項目を満
たす限り充當合意。第2位の事業者が第一の場合は、再度事業者を變換せし。
- 次のうちから該当するに充當合意、審査結果の通知後7日内に決定を取引消し、その事業候補者と
者を失格とする。なお、第1位の事業候補者が失格となる場合は、第2位の事業候補者と
「4. 底事算格」に記載された各項目を備えなくては提出日時点での項目を満たす限り充當合意。

(3) 事業候補者決定の取引消し

行い、その会議場にて作成したとし。

市は必要に応じて提出を求めるに充當合意。

(1) 事前協議・算計の締結

1.0 設定期間の留意事項

事業候補者決定以降	事前協議	事項
事前協議以降	本市との算計締結・事元への説明	
国庫補助金交付決定内示以降	人札等手錦・工事契約・着工	
開園1ヶ月前頃まで	竣工・完了検査	
可能期限より早い時期	開園	

(3) 事業開始までの手順一覧

く。) を公表することがあります。

- ④ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、本市は、事業候補者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面(辞退届等)により提出してください。

(2) 計画の変更について

事業候補者として決定された後の応募内容の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に開園時期までの開園が可能であり、審査の評価に影響を与えないものののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

【問い合わせ先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

(奈良市役所中央棟1階)

Tel 0742-34-5363 Fax 0742-36-7671

E-mail : hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp

